

第71回 安芸市美術展覧会 開催要項

趣 旨	芸術への創作意欲を高め、安芸郡市住民全般の鑑賞眼を養成し、文化交流の場とする。また、小中学校の児童生徒に対しては、その作品を通じて、書写・図工美術教育の一指針とする。		
主 催	安芸市 高知新聞社		
後 援	安芸郡町村会 室戸市 安芸商工会議所 安芸市文化協会 高知県農業協同組合安芸地区 RKC 高知放送 NHK 高知放送局 KUTV テレビ高知 KSS さんさんテレビ		
会 期	【一般の部】 11月8日(土)～11月16日(日)午前9時30分～午後6時 ※ただし、最終日は午後4時に終了 ※入場については、閉展時間の15分前まで 【小中の部】 11月19日(水)～11月26日(水)午前9時30分～午後7時 ※入場については、閉展時間の15分前まで		
会 場	安芸市体育館 / 安芸市矢ノ丸3丁目11番 / TEL (0887) 35-4519		
講評会日	【写 真】 11月 9日(日) 午後 1時30分～ 【工芸彫塑】 11月 9日(日) 午後 2時～ 【洋 画】 11月 9日(日) 午後 2時30分～ 【書 道】 11月 9日(日) 午後 3時～ 【日 本 画】 11月 16日(日) 午前 11時～		
入 場 料	無料		
役 員	会 長 … 横 山 幾 夫 (安芸市長) 副 会 長 … 藤 田 剛 志 (安芸市教育長) // … 西 村 祥 央 (高知新聞企業事業局長) // … 山 手 敏 和 (安芸市文化協会会長)		
審 査 員	【洋 画】 祖父江 建樹 【日 本 画】 市川 雅彦 【書 道】 中川 子暢 【写 真】 入交 貞悦 佐藤 邦昭 【工芸彫塑】 川村 雄二 【小中図画】 平田 愼一 【小中書写】 藤田 紅子 福原 暁雲		
運営委員	【洋 画】 小松 高志 山崎 伊佐夫 【日 本 画】 谷 よし子 【書 道】 知原 志津 和食 真知子 【写 真】 川谷 恭生 山崎 愛子 【工芸彫塑】 西邨 出 樋口 慶子		

	【小中部門】	竹浦 悟史 田村 由佳 横田 佳憲 田村 孝治 山本 美佐 山嵯 秀忠 長田 純彦 大坪 麻史 岡松 永祐 松浦 澄夫 高橋 まどか 川竹 章二
出 品 資 格	【一般の部】	下記のいずれかに該当する者 ・高知県内在住または出身の者 （中・高校生も可能） ・高知県内にかつて在住・勤務・通学していた者 ※特別の考慮が必要な場合はその部門の運営委員会に諮り決定する
	【小中の部】	安芸市・芸西村に所在する小中学校とし、作品は必ず学校を経由すること。
出 品 点 数	【一般の部】	点数制限なし。ただし、無鑑査は1人1点とする。
	【小中の部】	1部門につき1人1点とする。
出 品 料	【一般の部】	1点目700円、2点目以降1点につき500円とする。 なお、中・高校生及び無鑑査作品は無料とする。
	【小中の部】	無料
表 彰	【一般の部】	特選(記念品)、褒状(記念品)、努力賞(記念品)、新人賞、入選 ただし、入賞(特選・褒状・努力賞・新人賞)は1人1点とし、新人賞は30歳以下で入賞歴の無い者とする。入選以上は1人3点以内とし、それ以外の作品は展示しない。
	【小中の部】	優秀賞(表彰状)、奨励賞(表彰状)
表 彰 式	【一般の部】	11月9日(日) 午前10時30分～ 安芸市女性の家／安芸市矢ノ丸3丁目12番27号／TEL(0887)34-3514
搬 入 日	【小中の部】	10月21日(火) 午後3時～午後6時
	【一般の部】	11月2日(日) 午前9時～午後5時30分
搬入場所		安芸市体育館 / 安芸市矢ノ丸3丁目11番 / TEL (0887) 35-4519
審 査 日	【小中の部】	10月23日(木)・24日(金)
	【一般の部】	11月3日(月)
搬 出 日	【一般の部】	11月16日(日) 午後4時～午後6時 ※ただし、入賞及び入選以外の作品は11月10日(月)～15日(土) 午前9時30分～午後6時まで
	【小中の部】	11月27日(木) 午後1時～午後5時
事 務 局	〒784-8501	安芸市土居82番地1 安芸市教育委員会 生涯学習課 TEL (0887) 35-1020 Fax (0887) 35-1051

※天候等の状況により変更や中止になる場合があります。

その場合は、安芸市ホームページ(<https://www.city.aki.kochi.jp/>)でお知らせいたします。

安芸市展ホームページQRコード



第71回安芸市美術展覧会規定

- 第1 安芸市、高知新聞社主催で行う当美術展覧会は安芸市美術展覧会（以下「市展」という。）と称し、この規定によって開催する。
- 第2 展示する作品は、鑑査を経るものとする。ただし、次の各号に該当するものはその専門技術による作品として無鑑査により展示する。
- (1) 招待出品者の作品
 - (2) 当該年度の審査員の作品
 - (3) 推薦による参考作品
 - (4) 既に市展で3回以上特選となった者の作品
- 第3 鑑査は搬入された作品（無鑑査以外）につき展示すべきものを定め、審査はその展示作品につき優秀なものを選定する。
- 第4 出品者は作品の鑑査、審査に対し異議を申し立てることができない。
- 第5 次のものは出品することができない。
- (1) 既に公募展に発表した中で展示された作品
 - (2) 製作後5年を経たもの
 - (3) 教育上害があると認められるもの
- 第6 出品作品は展示のため適切な装飾装置（金具及び紐等）をすること
- 第7 鑑査を受けるべき作品を出品するときは、出品手数料を納めること。既納の出品手数料は還付しない。
- 第8 出品しようとする者は、所定の出品目録と共に作品を本会事務局（事務局は会場に特設）に提出すること。また、作品には所定の出品作品貼付票を裏面へ貼付すること。出品目録の内容は、事務処理上、常用漢字で処理する場合がある。
- 第9 本会が作品を受け取ったときは、作品預り証を出品者に交付する。
- 第10 出品した作品は、会長の許可を受けなければ撤回することができない。
- 第11 出品者は、展示作品の位置配列等について異議を申し立てることができない。
- 第12 本会は、作品の保管には十分注意するが、不慮の事故や災害による作品の損傷等に対してはその責を負わない。
- 第13 作品の荷造り輸送等の費用は、出品者の負担とする。
- 第14 作品の搬出は、別に定める搬出日に作品預り証と引換に出品者が搬出すること。売却作品は、搬出日に買主が代金領収証を係に示し搬出すること。また搬出日に搬出しないときは、本会が適当な処置をすることができる。
- 小中児童生徒の作品は、本会が指定する日時に学校の責任において搬出する。
- 第15 本会に関わる個人情報、市展に関わる一連の事項のみに使用する。入賞・入選の場合、図版及び氏名、住所（一部）等を、広報、新聞、出品目録などに掲載する場合がある。
- 第16 一般の部の展示作品のみ、個人的かつ非商業的な利用目的に限り、写真撮影を可能とする。ただし、フラッシュや三脚などは使用禁止とする。混雑状況等により、撮影を全面禁止にする場合もある。また、元の作品を改変する行為を禁ずる。

◆ 一般の部 ◆

- 【洋 画】 最低号数6号以上、額装を含めて縦・横とも2m以内とし、額又はワク張りとする（水彩画等を含む）。ただし、前面にガラス・アクリルを使用しないこと。（水彩、パステル、素描、版画などはアクリルの使用可。）
- 【日 本 画】 最低号数6号以上、額装を含めて縦・横とも2m以内とし、額又はワク張りとし水墨画を含む（短冊、色紙は除外する）。ただし、前面にガラス・アクリル

- を使用しないこと。
- 【書 道】 書体は自由。外形寸法は縦2.43m（8尺）・横2.43m（8尺）以内。連幅は2.43m（8尺）までを1点とみなす。表装することとし、前面にガラスを使用しないこと。仮巻等簡易な表装は不可とする。
作品には所定の用紙に楷書で記入（コピー貼り付け可）した釈文を添えること。なお、釈文は展示会場にそのまま展示する。
- 【写 真】 単写真・組写真ともに1枚の木製パネル張りに限る。大きさは、厚さ2cm以上3.5cm以内で、外形寸法は30cm×35cm以上73cm×100cm以内とする。ただし、画面に字句の説明のないもの。前面にガラス・アクリル・プラスチック等を使用しないこと。ラミネート加工等も施さないこと。また、デジタル加工したものについては出品目録の種別の欄にその旨を明記すること。
- 【工 芸 彫 塑】 工芸（陶芸・染色と織物・木竹工・金工・人形・その他の工芸）・彫塑（石こう・セメント・木・石・テラコッタ・その他）・立体作品・デザイン（グラフィックデザイン・その他）で、縦・横2m以内のものとする。ただし、組物は展示した状態で縦・横2m以内のものとする。
額装作品は前面にガラス、アクリルを使用しないこと（ただし押し花など作品の一部と見なされる場合はアクリルの使用可）。壁面作品は、重量および安全性を考慮した展示可能な懸垂装置を施すこと。着物は衣桁を付けること。

※刃物等の危険物及びこれを素材に使用し危害を及ぼすおそれのあるもの、又は市展の運営に支障を生じるおそれのあるものは出品できない。

※著作権や肖像権などに配慮し、出品者の責任において出品すること。

◆ 小 中 児 童 生 徒 の 部 ◆

- 【図 画】 絵画または版画とし、学校で取組んだ作品とする。大きさは8ツ切り（38cm×27cm程度）とし、小さい作品は、8ツ切りの台紙に貼ること。学校・学年・氏名は下記様式のものを作品の右下へ貼ること。

(様式) 〔図画〕	作 品	
	学 校	氏 名
	学 年	
	氏 名	

出品者名簿は各学校学年ごとに必ず1から通し番号を記入すること。

また、出品者名簿の番号を作品の裏面の右上に記入すること。

なお、1学年が数組ある場合は、3桁で記入すること。

(例) 1組 101 102 103 …、2組 201 202 203 …

- 【書 写】 硬筆、毛筆（半紙）の2部門とし、学校で取組んだ作品とする。
硬筆はタテ26cm×ヨコ18cm程度の用紙を使用し、原則常用漢字並びに新かなづかいとする。なお、マス数及び行数等は指定しない。
作品には、学校・学年・氏名を本人が記入すること。（学校名・学年・氏名が記載されていない作品は受付けない）
出品者名簿については、図画の様式と同様とする。また、出品者名簿の番号を作品の裏面の右上に記入すること。